

ファイザー公告02-13号

令和3年2月24日

被保険者 各位

ファイザー健康保険組合

理事長 相原 修



任意継続被保険者標準報酬の件

令和3年度の任意継続被保険者の標準報酬につきまして、法47条の規定により下記の通り公告いたします。

記

1. 標準報酬月額の上限 : 650,000 円
令和2年9月30日現在の全被保険者の
標準報酬月額平均 648,023 円に基づく。
2. 標準報酬等級の上限 : 35 等級
3. 適用期間 : 令和3年4月1日～令和4年3月31日

以上